

岩出市公共下水道事業運営審議会  
最終答申のとりまとめについて

**資料 4**

事務局

答申骨子の確認

**下水道使用料**

1. 下水道使用料体系は、基本水量制と累進使用料制を組み合わせ採用するものとし、税込みで表示する。
2. 基本水量は1ヶ月当り10m<sup>3</sup>とし、累進使用料は基本水量区分を含めて3段階程度とする。
3. 下水道へ排除される汚水量は、上水道使用者にあつては水道使用量を以つて汚水量とする。井戸水など、上水道以外の水(井戸水等)を利用している利用者の場合は、世帯人数(店舗・旅館などは別途市長が定める基準による人数)に一定水量をかけ汚水量とみなす。上水道と井戸水等を併用する使用者にあつては、上記算出による汚水量の1/2に水道使用量を加えたものを汚水量とする。
4. 使用料水準は、全体で1m<sup>3</sup>当り150円程度と設定するが、基本水量に対してはより低廉な価格を設定するものとし、下表を妥当とした。

(消費税込み、単位:円)

水量区分(m <sup>3</sup> /月)		
0～10	基本使用料	1,050
10～30	1m <sup>3</sup> 当り	170
31～	1m <sup>3</sup> 当り	195
月 25m <sup>3</sup> 使用の場合		3,600

5. 井戸水を営業用に利用している、あるいは製氷業など上水道使用量と汚水量に著しい差異がある場合には別途算定するものとする。下水道使用者が水道メーター同等の計量器によって汚水量を証明できる場合には、その水量をもって汚水量とする。
6. 用途別使用料や水質使用料については、供用開始当初は設けないものとする。将来、下水道施設に影響を与える施設が接続することが明らかになった場合は、別途検討するものとする。

## 受益者負担金

### 1. 受益者負担金対象事業費の設定

受益者負担金の対象事業費は下水道建設費の財源構成において事業主体の市町村が負担すべき、「公共下水道建設費の5%程度(1,827百万円)」とします。

### 2. 負担金算定方式について

受益者負担金算定方式については、地積割と定額制を組み合わせた組合せ方式を採用します。

定額制と地積割の考え方としては、「最低限各区画で負担していただく費用」としての基本定額を設定し、対象事業費の残りを地積割で負担する方式とします。

### 3. 負担金の賦課時期について

受益者負担金の賦課時期については、下水道接続申請時を負担金の賦課時期として採用します。

### 4. 受益者の設定について

受益者負担金を賦課される受益者については、原則として土地所有者に賦課し、権利関係者間での協議によって申告することを可能とします。一方で協議がまとまらない場合に備え、一定期間経過後は市長が受益者を認定できるようにします。

### 5. 徴収方法について

徴収方法については、納付時期を利用者が下水道を利用するとの意思を表明する下水道接続時と遅く設定することを前提に、原則として一括納付とします。(上水道の工事費用分担金と同様)

### 6. 減免・納付猶予制度について

減免については、受益者負担金が一度だけの賦課であり、一度減免すると永久に徴収できなくなることから、公共用地など下水道整備の利益の大半が最終的には不特定多数の住民に還元される場合に限ります。

納付猶予については納付時期が接続時であることから、農地や空地の納付猶予は行いません。生活保護世帯や市税免除世帯など生活困窮者に対しては、申請により分割納付や納付猶予制度を設けます。

答申までのスケジュール(案)

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 7月下旬(26日) | 第16回(場合により第17回も)審議会…最終答申案に関する議論、修正 |
| 8月上旬～下旬   | 第17回審議会…最終答申の採択                    |
| 8月下旬～9月上旬 | 最終答申                               |
| 10月頃      | 下水道課ホームページへの答申掲載と説明会を予定            |

**※ 次回最終答申案の議論にあたって、これまでの審議会議事概要を一読していただき、最終答申に盛り込むべき項目や、内容について、各委員としてのご意見をお考えいただくようお願いいたします。**

最終答申の構成(案)

1. はじめに
2. 岩出市長よりの諮問事項および答申概要
3. 審議経過
4. 岩出市公共下水道事業の概要
5. 公共下水道事業運営の方向性
6. 下水道使用料
7. 受益者負担金
8. 下水道の普及促進策
9. おわりに